

## 新潟市秋葉区農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 3 時 30 分から午後 4 時 32 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

11 番	高山 直興
12 番	佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 12 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 13 号	農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第 14 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
議案第 15 号	新潟市秋葉区農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）について

報 告 事 項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報 告 事 項	農地の転用事実に関する照会書について
報 告 事 項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報 告 事 項	農地法第 5 条転用届出に関する受理について
報 告 事 項	農地所有適格法人の要件確認の報告について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	五十田 比砂子
農政振興係	梅川 美栄子

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成 30 年度 7 月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席者はおりません。従って、会議は農業委員会会議規則第 4 条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので 11 番・高山委員、12 番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

最初に、議案第 12 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(五十田主査)

それでは、議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

議案第 12 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

貸付人 A 氏、借受人 B 氏及び C 氏による許可申請を受け付けました。

朝日地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

転用面積は、畑 1 筆、約 1.5 アールです。

本件は、祖父と孫の間の使用貸借権設定により、借受人の個人住宅建設を目的とした転用許可申請です。

申請地はライフラインが 2 つ以上設置され、概ね 500 メートル以内に教育施設が 2 か所あることから第 3 種農地に該当し、許可相当と判断されま

す。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局の説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成 30 年 7 月 26 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件の調査内容について報告します。

議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の申請者の B 氏外 1 名の代理人 D 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、借受人は現在秋葉区内で借家住まいしているが、将来のことを考え、実家近くの申請地に個人住宅を建てることにしたとのことです。

計画が具体的になったのはいつ頃か質問したところ、5 月に入ってからのことだそうです。

現在申請している都市計画法の開発許可が下りたら、9 月頃に着工したいとのことでした。

同時利用地はすでに宅地になっているので、質問したところ、車の出入りを考えて申請地側に住宅を建設することにしたそうです。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第13号、農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(局長)

先程、お話しさせていただいたとおり、辞任願を提出いただいた、土屋推進委員ご本人が7月23日にお亡くなりになったため、この議案は取り下げさせていただきます。

議長

議案を審議する前に、審議対象のご本人が亡くなられたということで、議案そのものを取り下げることです。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次に移ります。

追加議案の議案第14号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局  
(五十田主査)

議案第 14 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 E 氏及び譲受人 F 氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

申請面積は、畑 2 筆、約 7 アールです。

譲受人は、現在、五泉市に田 66.5 アールを所有しており、水稻を作付しております。譲渡人は高齢のため申請地隣に住んでいる譲受人に売買の申し入れを行い、譲受人は当該地を買うことで規模拡大するための申請です。

10 アールあたりの対価は、約 28 万円です。

また、申請地は市街化調整区域内にある農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に 2 番をご覧ください。

G 氏、H 氏より、親子間の使用貸借権設定の許可申請を受け付けました。

申請面積は、田 8 筆、約 8 アール、畑 1 筆、約 6 アール、計 9 筆、14 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

設定期間は平成 30 年 7 月 31 日から平成 40 年 7 月 30 日までの 10 年間で、農業者年金受給のため使用貸借権の設定を行うものです。

また、本件は同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件です。

なお、議案第 14 号の案件はいずれも、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定 1 件の調査内容について報告します。

追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の申請人の F 氏から申請に至った理由について説明してもらいまし

た。

それによれば、申請地は自宅裏にあり、放置しておくのはもったいないので、申し入れがあった時に、草を刈って整地し野菜を栽培したいと思い今回申請したとのことでした。

現在、申請地にパイプハウスが一部かかっているのを質問したところ、今回の申請時に、譲渡人、譲受人以外の第三者の所有が存在することが判明したため、所有者と農地交換等するなり、問題のないようにしたいとのことでした。

また、地元の松田委員から補足説明があり、申請地は以前から耕作放棄地となっており、相談を受けていたそうです。

パイプハウスについては、話がついているとのことでした。

申請人は地元の農家組合にも加入しており、地域の方から指導を受けながら、一生懸命やっているとのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 14 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 15 号、新潟市秋葉区農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

局長

追加議案書 2 ページ、議案第 15 号、新潟市秋葉区農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）について説明いたします。

ご審議いただく議案を説明する前に、この度の農業委員・農地利用最適化推進委員の募集につきまして、今年 3 月の総会でも説明させていただきましたが、確認のために改めて概要等を説明させていただきます。

それでは、本日配布いたしました資料 3「平成 30 年度農業委員・推進委員の募集について」をご覧ください。

1 の業務概要については記載のとおりです。次に、2 の募集人員についてですが、各農業委員会とも 19 人以内となっていますが、秋葉区と西区は、農地の面積や農家数などを勘案し、今回も現行のどおりカッコ内の 16 名の募集となります。

農業委員は、市長が市議会の同意を得て選任することから、農業委員の募集については、市の農林水産部で市長決裁して募集要項とし、公表いたしますが、推進委員については、各農業委員会で委嘱するため、推進委員の募集については、本日の総会での承認を得て、募集要項が公表されることとなります。

任期と報酬につきましては、現行と同額となります。

5 の推薦・応募資格についても記載のとおりで、破産者や禁固刑を受けていない者で農業委員会の業務を適切に行うことのできる方ということになっています。具体的には、地域又は団体から推薦を受けられる者、所有する農地に違反転用や放棄地が無い者、また、原則的には、認定農業者又は、任期前に認定農業者の資格を得ることが可能な方が適任者ということになります。

裏面の方をご覧ください。今後の選任に係るスケジュールについてです。

推進委員の募集要項は、本日これから総会で承認いただくことで、募集内容等が確定いたします。

下のカッコ内の農業委員の募集要項については、先ほど説明のとおり市長が決定します。この要項案は、参考に資料 4 としてお付けしてありますので後でご覧ください。

決定後は、現委員の皆さんからも農家組合等へ説明をいただくとともに、今後発行される「農業委員会だより」に募集記事の掲載をいたします。

秋葉区では、「たより」を例年、9 月号として配布しておりますが、作成してから配布に 1 か月くらいかかってしまうため、今回の農業委員会だよりは、9 月号を 1 月早め 8 月号として発行し、配布は 8 月下旬の J A の「さわらび」に折り込んでもらう予定としております。

10 月 1 日からは、正式な募集開始となり、農業委員会・区農政担当課に募集要項が備え付けられるとともに、市及び農業委員会のホームページに

募集要項がアップされ、10月31日まで募集を受け付けます。

また、募集期間中に1回と募集期間終了後に1回の都合2回、募集の状況をホームページに公表いたします。

年が明け1月に、農業委員の候補者は、市の農林政策課が所管いたします「農業委員評価会議」で、また、推進委員候補者は、各農業委員会が所管いたします「推進委員評価委員会」で評価され正式な候補者とされた後に、農業委員は、議会の同意を得て3月に選任され、推進委員は、4月に開催される1回目の定例総会での承認を受け選任されることとなります。

以上が、この度の委員選任の全体の概要についてです。

それでは、これからご審議いただく議案について説明させていただきます。

議案書2ページにお戻りください。

議案第15号、新潟市秋葉区農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）について、新潟市秋葉区農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱に基づき農地利用最適化推進委員を選任する際に、募集に係る業務を遂行するため、別紙案のとおり募集に関する必要な事項を定めることを提案する。

平成30年7月31日、小倉栄造。

それでは、右のページの新潟市秋葉区農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）をご覧ください。

初めに業務概要と募集人員ですが、人数は、この度の募集も現員と同数の総数16名とし、募集地区は次のページの下の特表にあります、旧小須戸区域とそれ以外の秋葉区内の2つの地区となります。

また、任期は、来年度から3年間。報酬は、月額4万円。身分は、農業委員と同じ特別職で非常勤の公務員となります。

推薦、応募資格などは、先ほど説明させていただいたとおりです。申込書の提出は、農委の事務局又は産業振興課へ提出となっております。

選考の結果通知は、来年4月初旬に行います。

次のページ、6その他のところですが、先ほど説明のとおり、期間中と期間終了後の2回、ホームページで候補者の申込み状況を公表しますが、①から⑤までが、公開する内容となります。

農業委員・推進委員の申し込みは、両方可能ですが、兼務はできないことになっています。

申込書の記載方法などについては、9月に総会で、改めて申込書及び記載例を配布し、具体的に説明する予定ですので、よろしくお願ひします。

以上で、議案15号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。



鈴木委員

別表で区域が1と2に分かれるわけですが、この定数の計16名の割り振りは現状どおり、1は13、2は3でよろしいのでしょうか。

局長

正式にこの地域に何名ということをごどこかで規定しているわけではないのですが、基本的に秋葉区においては、前にお配りした農家組合別の表の中でご推薦いただくことをお願いしたいと思います。

従って、2つの区域の配分に関しては現状どおりです。

議長

他にご質問ご意見ありませんか。

(なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第15号は、原案のとおり決定しました

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

農地所有適格法人の要件確認の報告について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(梅川主事)

議案書の3ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり4件受理いたしました。

事務局

(五十田主査)

4 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

続きまして 5 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてです。

記載内容のとおり 3 件受理いたしました。

次に 6 ページ、7 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 8 件受理いたしました。

最後に 8 ページをご覧ください。

報告事項、農地所有適格法人の要件確認の報告についてです。

平成 29 年度の報告書を受理した農地所有適格法人は、記載内容のとおり 9 件です。

今回の報告書では、すべての法人が要件を満たしており、要件に適合していることを確認しましたので、報告をさせていただきます。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成 30 年度 7 月定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 高 山 直 興

署名委員 佐 藤 千穂子